

答 申 書
(答 申 第 212 号)
平成 28 年 3 月 30 日

1 審査会の結論

地域づくり推進員宛て協議等申立てに関する調査報告書について非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報は、「平成〇年〇月〇日地域づくり推進員宛て協議等申立てに関する、本人及び相手方の調査報告書の開示」である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、異議申立人から提出があった協議等申立書に関する公文書に記録されている情報を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報が北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当するとし、個人情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分について、「平成〇年〇月〇日時点で協議・あっせんが終了しているのに開示されないのは不合理である」として処分の変更を求めていることから、6 号情報に該当するとし非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 6 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 1 項第 6 号は、道等又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、協議又はあっせんが終了となるのは地域づくり推進員が申立人に協議結果を説明し、協議結果通知書を渡した場合であるとした上で、本件処分があった平成〇年〇月〇日時点ではまだそれらが行われていないため、あっせん終了とはならないことから 6 号情報に該当すると主張する。

ウ 本件個人情報は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成 21 年北海道条例第 50 号）の規定により設置された〇〇圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）に異議申立人が行った協議申立て（以下「申立て」という。）に関する公文書である。

地域づくり委員会では申立てがあった場合、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会運営要綱（以下「地域づくり委員会運営要綱」という。）に基づき、申立てについて協議、あっせん等を行うものである。

そして、申立てに係る地域づくり委員会運営要綱による協議又はあっせんの終了については「協議又はあっせんにより解決が図られたとき」と定められているところ、実施機関では申立人の理解が重要である点に鑑み、単に協議結果を通知するだけでなく、説明及び協議結果書の受け渡しをもってあっせん終了と運用上行っている。仮に、協議又はあっせんが終了していない段階で、本件個人情報が開示されると実施機関と申立人の間で認識の差異を巡ってトラブルが生ずるおそれがあり、その

後の事務の意思形成に著しい支障が生ずると解される。

このことを本件について見ると、本件個人情報についてはあっせん終了となったのは、異議申立人へ協議結果通知書を渡した平成〇年〇月〇日であり、本件処分時（平成〇年〇月〇日）にはまだ協議結果の説明及び協議結果通知書が手交できていないことから、あっせん終了とはなっていない。

したがって、本件個人情報を開示することにより、当該事務に関する意思形成過程に著しい支障が生ずると明らかに認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成27年8月27日	○ 諮問書の受理（諮問番号499） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報非開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成27年8月31日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成27年12月11日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年2月1日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成28年3月14日 （第84回全体会）	○ 答申案審議
平成28年3月30日	○ 答申